

各種助成金の使途事例について

日教弘兵庫支部

対象となる例	対象とならない例												
○講師謝金等に係る経費 講師謝金〔源泉徴収税納付が必要〕 講師交通費（実費）〔根拠資料が必要〕 講師宿泊費 ○教具・教材等に係る経費 研究テーマに沿った教材・教具 デジタル教材・タブレット用教材ソフト 意見交換用ホワイトボード 理科実験用材料〔消耗品的なもの〕 ○図書費・消耗品費等に係る経費 研究用書籍 児童用書籍 A4コピー用紙 ラミネートフィルム 拡大コピー用感熱紙 色画用紙、模造紙 マジック、色鉛筆、マグネットシート CD-ROM DVD-ROM 水槽等一式、魚の餌 園芸用土、花苗等 活動用ビブス、たすき 等 ○その他の経費 児童生徒の活動に伴う交通費（実費） 〔領収書が必要〕 研究紀要等の印刷製本にかかる経費 研究に必要なセミナーへの参加費 〔セミナーの資料の添付が必要〕 研究発表会用看板、横断幕等の作成費	▲研究に直接関係のない消耗品、書籍等の経費 ▲学校備品等に係る経費 校務用パソコン 校務用印刷機のトナー 学校管理備品購入費 〔ビデオカメラ、レーザープリンター等〕 ▲その他の経費 申請者の人件費〔所属所教職員を含む〕 教職員の交通費 案内状発送等の運営に関する通信費 〔講師との連絡等、必要最小限のものは除く〕 飲食に伴う経費〔講師も含む〕 施設入場料〔社会見学等〕 施設使用料、借上料 ▲クレジットカード払いの領収書 カード払いでなければ、オンラインでの購入も可能です。〔学校名の領収書が必要〕												
	申請書・報告書の費目例												
	<table> <tr> <td>・講師謝金</td><td>・教材費</td></tr> <tr> <td>・源泉徴収税</td><td>・印刷製本費</td></tr> <tr> <td>・講師交通費</td><td>・児童生徒交通費</td></tr> <tr> <td>・消耗品費</td><td>・作成費</td></tr> <tr> <td>・研究図書費</td><td>・参加費</td></tr> <tr> <td>・児童図書費</td><td></td></tr> </table> 等	・講師謝金	・教材費	・源泉徴収税	・印刷製本費	・講師交通費	・児童生徒交通費	・消耗品費	・作成費	・研究図書費	・参加費	・児童図書費	
・講師謝金	・教材費												
・源泉徴収税	・印刷製本費												
・講師交通費	・児童生徒交通費												
・消耗品費	・作成費												
・研究図書費	・参加費												
・児童図書費													

【講師謝金の源泉徴収について】

当会は公益財団法人のため、当会の助成金を講師謝金として活用する場合は、支払者側（学校園）が源泉徴収をすることになります。団体や法人に講師謝金を支払う場合は、原則として団体・法人が納税するため学校が行う必要はありませんが、その際においても団体・法人との確認を必ず行ってください。（すべての団体・法人が納税を行っていないため）別紙「源泉徴収税額の計算方法について（参考）」もご参照ください。

【講師等に支出する交通費について】

講師等に旅費を支出することは可能ですが、旅費額については実費（実際にかかった費用もしくは県や市町で決められている金額）で支出してください。また、講師料の領収書とは別に旅費の領収書を作成してください。なお、教職員等の旅費は支出できません。

〔裏面も確認してください〕

【備品等の原則】

汎用性のある機器等で、助成目的以外の場においても使用が可能であり、本来は学校や行政が充当すべきものは助成対象としません。

ただし、汎用性のある機器であっても、助成額の範囲内で購入でき、かつ、学校が掲げる教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象とします。

コピー機のトナー等、輪転機（リソグラフ等）のインクおよびマスターは汎用性のある機器の消耗品となりますので、購入することはできません。

【オンラインショップでの購入について】

インターネット上のオンラインショップで購入してもらうことも可能です。しかし、その場合は代引き等を利用し、個人のクレジットカード払いは行わないでください。領収書は必ず学校名にしてください。また、ポイントカードの利用もおやめください。

※購入（執行）の目的は、申請書と成果報告書に明記してください。

※助成金の執行に際し、「費目」が申請書と異なる場合は、兵庫支部までご相談ください。**費目変更願書**の提出が必要となります。

※判断の難しい使途をお考えの場合は、兵庫支部までお問い合わせください。

源泉徴収税額の計算方法について（参考）

① 講師料から源泉徴収税額を減額して支払う場合

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料×0.1021＝源泉徴収税額

講師料－源泉徴収税額＝講師の手取額

〔30,000 円の場合〕

30,000 円×0.1021＝**3,063 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

30,000 円－3,063 円＝26,937 円 ⇒講師の手取額

領収書例：講師手取額 26,937 円の場合

〇〇学校様 領 収 書
 ￥ 30,000
 講師謝金 26,937 円
 源泉徴収 3,063 円
 年 月 日 _____ 印

【参 考】

講師料	源泉徴収税額	講師の手取額
10,000 円	1,021 円	8,979 円
20,000 円	2,042 円	17,958 円
30,000 円	3,063 円	26,937 円
40,000 円	4,084 円	35,916 円
50,000 円	5,105 円	44,895 円

② 講師料とは別に源泉徴収税額を支払う場合（講師料に源泉徴収税額を含まない場合）

〔計算方法〕 税率が 10.21%

講師料÷0.8979＝総支払金額

（1 円未満の端数は切り捨てます）

総支払金額－講師料＝源泉徴収税額

※0.8979 の考え方は 1-0.1021＝0.8979

〔30,000 円の場合〕

30,000 円÷0.8979＝33,411 円

33,411 円－30,000 円＝**3,411 円**

⇒学校園が所管の税務署へ納付（領収証書を報告時に添付）

領収書例：講師の手取額 30,000 円の場合

〇〇学校様 領 収 書
 ￥ 33,411
 講師謝金 30,000 円
 源泉徴収 3,411 円
 年 月 日 _____ 印

【参 考】

講師料（総支払金額）	源泉徴収税額	講師の手取額
11,137 円	1,137 円	10,000 円
22,274 円	2,274 円	20,000 円
33,411 円	3,411 円	30,000 円
44,548 円	4,548 円	40,000 円
55,685 円	5,685 円	50,000 円

【その他】

※上記①・②のどちらのパターンで執行されるかは、学校側と講師の方とでご相談ください。

※領収書のフォーマットを用意しておりますのでご活用ください。

※源泉徴収税額を最寄の税務署で納税してください。詳しくは、国税庁のホームページもしくは最寄りの所管税務署にお問い合わせください。

領収書のフォーマット（参考）

領 収 書

学校 様

¥ ■■■, ■■■■ 円

講師謝金 ■■, ■■■円
源泉徴収 ■, ■■■円

年 月 日

印